

# 第1章 策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 名称
- 3 プランの位置づけ
- 4 計画期間

## ◆ 第1章 策定にあたって

### 1 策定の趣旨

我が国の食料、農業及び農村地域を取り巻く現状は、食料自給率の低迷、高齢化等による担い手の減少、耕作放棄地の増加、農村の持つ多面的機能の低下が懸念されており、更なる食の安全性や地産地消の推進、農業経営の体質強化が求められています。

こうした情勢の中、国の農政改革では、農林水産業を産業として強化していくため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月策定、平成26年6月改訂）において、産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村地域全体の所得を今後10年間で倍増させるとの目標が示され、平成28年11月の改訂により、更なる農業の競争力強化のための改革が明記されました。また、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月策定）において、（1）食料の安定供給の確保、（2）多面的機能の発揮、（3）農業の持続的な発展、（4）農村の振興といった「食料・農業・農村基本法」の4つの基本理念を具現化するため、今後10年先までの農政の方向性が示されたところであり、「攻めの農林水産業」に向けて、大きく舵が切られました。

更には、超高齢社会や本格的な人口減少社会の到来を迎え、グローバル化や情報化が進展する中で、国と地方が総力をあげて取り組む地方創生は、地方が主体的に我が国の成長戦略の一翼を担うことが期待されています。

本計画の策定に当たっては、国の農業政策や情勢の変化を的確に捉えるとともに、「第二次山口市総合計画」における施策の方向性を踏まえ、本市の農業の目指すべき姿を具現化するものとします。

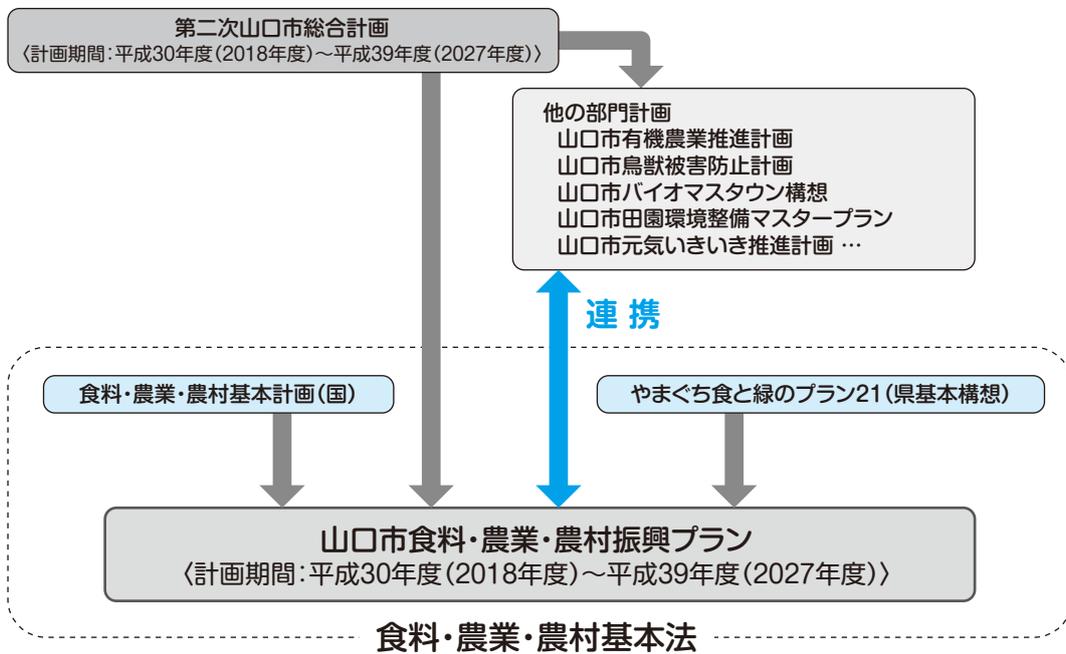
### 2 名称

「食料・農業・農村基本法」の趣旨に沿い、「山口市食料・農業・農村振興プラン」（以下「プラン」という。）とします。

### 3 プランの位置づけ

「第二次山口市総合計画」（平成30年度（2018年度）～平成39年度（2027年度））の部門計画として位置づけるとともに、本市の農業振興施策を展開する上での指針とし、他の部門計画との連携・整合を図ります。

#### …計画の位置づけと基本計画…



### 4 計画期間

「第二次山口市総合計画」との整合を図り、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までを計画期間とします。なお、食料、農業及び農村地域を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、プランの見直しを行うこととします。

